

タイアップ NEWS

<http://www.ombnagoya.gr.jp/>

e-mail office@ombudsman.jp

名古屋市民オンブズマン

タイアップグループ機関紙

1995年10月25日第1号発行

事務局 名古屋市中区丸の内3-7-

9 チサンマンション丸の内第2 303

tel : 052-953-8052

fax : 052-953-8050

混迷を極める名古屋城天守閣木造化

石垣部会解散の危機

エレベータ無しはバリアフリー法違反

名古屋城天守閣木造化を強引に推し進める河村市長は、400年前の木造天守をそのまま再現することは建築基準法・消防法・バリアフリー法違反になるにもかかわらず、2017年3月に基本設計予算10億円を通し、2017年7月には寄付口座まで成立させました。

毎年366万人が来場するという見込みが正しいのかどうかは、いまさらながら三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）に1998万円で調査を委託しています。

しかし、その強引な手法も、作業が具体化するにつれて矛盾がより明らかになってきました。

文化庁は慎重姿勢を崩さず

特別史跡名古屋城跡は、文化庁が許可した「全体整備計画」に基づき整備されており、平成24年12月にまとめた最新版によれば、『現在の鉄筋天守を活用していく』となっています。

名古屋市は「全体整備計画」に変わって新たに木造天守を目指す「保存活用計画」を策定する予定で、今後文化庁の許可を得ようとしています。逆に言えば、「保存活用計画」がまず文化庁に認められなければ、木造天守はおろか、現鉄筋天守閣の取り壊しも許されません。しかしながら、文化庁は「特別史跡名古屋城跡の本質的な価値は石垣。まずは石垣部会でしっかり議論してほしい」としています。

石垣部会「市が責任持つて調査すべき」

17/8/9に石垣部会（23回）が開かれ、「石垣を保全していくことも重要である」との河村市長のメッセージが読み上げられ、石垣部会としては天守閣木造化について議論はしないことを確認しました。

一方、石垣部会構成員は現地視察を行っており、石垣のダメージが想像以上にひどいこと、石垣を早く修復して欲しいことを要望しました。

名古屋城の石垣は天守閣周辺だけでなく膨大にあり、全てについて石垣カルテを作成するには2年という時間にこだわらずにすべきでした。

その後、現状の石垣の様子の発表が竹中工務店からありました、「文化財である石垣を調査するには専門学芸員が必要」と強く批判しました。

17/9/12石垣部会（第24回）では、「穴蔵石垣を調査する必要がある。しかし穴蔵石垣について、本質的価値現状を工学的・考古学的に調査して必要があれば適切な修理を行うのであって、木造天守のための事前調査ではない。」と述べました。

瀬口座長「石垣部会

は越権行為」「石垣部会は安全を考えていない」

一方、17/7/13に天守閣部会（第3回）が開催された際、17/6/23石垣部会の議論が報告され、座長の瀬口哲夫・名古屋市立大学名誉教授（近代建築史、まちづくり）は「石垣部会の意見として『天守閣をどうするか議論すべき』とあるが、行政の方針として決まったことを決ました」とないと、行政として困るのではないか。こういう議論が出てくるのは認知されていないのではないか」としました。

記者から「調査した結果、修復が大幅に必要になるのでは」という質問に対し、「そのときに考える。予見して延ばすのは越権行為だ。石垣部会は天守のことを考えていない。これでは見通しが付かない。極端なことを言えば」と述べました。

17/10/13に開催された名古屋城全体整備検討会議（第24回）で、「石垣部会」「天守閣部会」が初顔合わせを行いました。

石垣部会は「穴蔵内面石垣の強度をどう担保するのかが課題。地下の内面石垣が崩壊したら避難経路が失われかねない。お客様の安全性を確保するため、木造天守閣にするしないにかかわらず議論しないといけない」としました。

しかしながら、瀬口座長は「天守

閣部会は安全性と文化財のことを考えているが、石垣部会は安全性を考えておらず、まず調査すべき、という認識の差があることがわかった」とまとめました。

石垣部会の3名は「まったく逆だ。発言を訂正してほしい」と一斉に抗議しました。瀬口座長は「撤回しない」とし、石垣部会によるさらなる反発を招きました。

「壊すな！名古屋城天守シンポ」に70人

17/8/26に「名古屋城を『戦後復興のシンボルに』実行委員会」が名古屋市博物館で「壊すな！名古屋城天守 名古屋城シンポ」を開催し、70名が参加しました。

実行委員の高橋和生氏(一級建築士)が、河村市長が使い分けている「違法建築 国宝名古屋城の伝統木造復元」と「法適用除外 観光で儲けるハイテク木造」を説明しました。

続いて、石垣部会構成員の赤羽一郎氏は「木造天守が叫ばれているが、名古屋城全体から見ればもっと先にやるべき事がある。」と述べました。

突如出てきた木造化ありき「保存活用計画」に有識者猛反発

17/11/6に開催された特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第25回)において、突如木造天守閣ありきの「名古屋城跡保存活用計画」が構成員に示され、各委員は猛反発しました。上記検討会議では保存活用計画案は了承されていません。

赤羽一郎・石垣部会構成員は、「木造復元という結論ありきだ。普通は比較表を見て決めるが、逆転している。特に木造の課題について書かれているバリアフリーについて、エレベーターはどうするのか。また防火についてまったく書かれていない。耐震改修については、現天守のメンテナンスが

されていなかつたため問題が噴出しているだけだ。これまでメンテナンスの金額をいくらかけてきたかわからない」とし、猛反発しましたオブザーバーとして参加した、平澤毅・文化庁文化財部記念物課文化財調査官は「保存活用計画策定については、客観性を欠くような議論がなされていないか名古屋市と重ねて協議させて頂いている。慎重な検討を要する事項がおく、石垣状態調査の推移をしつかりとご報告いただきながら、拙速な判断がされないように留意している」と、慎重な姿勢を崩していません。

石垣部会「石垣部会は安全性軽視」座長発言撤回・謝罪がなければ解散 検討と読売報道

石垣部会の市への書簡は全面非公開

17/11/17読売新聞は、17/10/13瀬口座長の「石垣部会は安全性を考えていない」との発言に抗議し、撤回や謝罪がない場合、石垣部会を11月末で解散すると市に伝えていたことがわかったと報じました。

名古屋市民オンブズマンが上記書簡を情報公開請求したところ、17/11/21に決定がでて、市への書簡は内容が全面非公開でした。瀬口氏への書簡は市には不存在でした。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/171121-2.pdf>

「木造天守にエレベータ無し」方針

に有識者異論出す

17/11/16に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 第6回天守閣部会が開催され、名古屋市は「現時点では、エレベーターを設置せず、地層から5階の表階段にチェアリフトを設置する。今後の技術の進展を注視し、優れた代替案があれば、改めて検討する」方針を示し、有識者は異論を出しませんでした。

不特定多数の者が利用する日本の公共建築物は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、2000m²以上の新築・増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務があります。

配布された資料によれば、チェアリフトは1階から2階まで1日10往復を見込んでいるとのこと。

名古屋市は来場者数を年間366万人(1日約1万人)見込んでいますが、1日10人しか使わない計画です。しかもチェアリフトを使っているときは他の人は階段を使うことは難しいです。残りの人は13階建て相当の建物を傾斜55度・一段が29.4センチの階段で登る計算になります。

障害者団体「『エレベータ無しで安全に』4ヶ月でどう検討するのか」

17/11/21、愛知障害フォーラム(ADF)の電動車椅子メンバー4人と支援者は名古屋城総合事務所を訪れ、名古屋城木造復元天守にエレベーターを設置しない方針を示した名古屋市に対して公開質問状を提出し、意見交換を行いました。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/171121.pdf>簡単に言えば、以下の通りで平行線をたどりました。

・ADF「筋力が弱く、チェアリフトに乗れない障がい者がいる。スカラ

モービルに乗れない車椅子も多い。これらはエレベーターの代替案にならない。」

・名古屋市「今回は案。全ての人を安全・安心に登っていただきため、今後皆さまの意見を聞いて検討する」

唯一目新しいことは、西野輝一・名古屋城総合事務所所長が「木造天守閣の設計を年度内に詰めていかないといけない」と発言したことです。竹中工務店との基本設計完成期限が2018年2月末であるためだと思いますが、根拠はよく分かりません。

ADFの辻直哉事務局長は「電動車椅子は120キロ。乗る人も含めると200キロ近くになり、エレベーター無しで安心・安全に移動する手段をあと4ヶ月で技術開発出来るのは到底思えない。本日の話し合いはゼロ回答だ。何も示してもらえなかった。昔の姿の天守閣が復元されるのは関心があるが、現状では一部の人を『排除』しているように思えてならない。名古屋市は現在の天守閣のエレベーター利用状況も把握していない。チアリフトは1階上がるのに1人5分かかるというが、私たち4人が5階まで行くのに何分かかるのか。特別支援学校が観覧した場合もまとめて検討していない。

現在の天守閣部会有識者は文化財の専門家ばかりであり、バリアフリーについては資料が2枚だけで10分しか議論しておらず、強引な部会だ。ユニバーサルデザインの専門家は一人も入っておらず、今後どのように話を聞くかも明確な回答がなかった。

名古屋市の内部の健康福祉局の担当者にも話をしていない。木造になると階段の1段1段が高くなり、高齢者も階段を上りにくくなる。

私たちはよく海外から来たお客様を名古屋城に案内する。現状では外のエレベーターから天守閣に入ってきて、内部エレベーターで5階まで行ける。しかし現状では展望室まではエレベーターで行けなくてがっかりする。今後展望室までエレベーターがついたらよい」と述べました。

別のADFメンバーは「簡単に『エレベーターをつけない』という結論を出せる人がこの世にいるのだなと思い、がっかりした」と述べました。

河村市長「ロボットの専門家に相談している」

上記に先立ち、17/11/20に河村たかし名古屋市長の定例記者会見がありました。河村市長は、ロボットの専門家である和歌山大学の中嶋秀朗教授に市職員が相談し、「難しい課題だが研究している」と発言しました。

河村市長は「某新聞に載っていたことを言ったことは一言もない。必ず喜んでいただけるよう最高の技術を開発しようや。僕は『福祉団体に言わないけど、福祉団体と相談しないと』と言っていた。憤懣やるかたなし。」と部下に責任転嫁しました。

その上で「まだ四・五年ある。」を繰り返し、竹中工務店との基本設計契約のことを無視あるいは軽視する発言をしました。

天守閣部会「この部会は何をどこまで決めるのか」

17/11/16に開催された第6回天守閣部会では、構成員の小野徹郎・名古屋工業大学名誉教授は「この委員会はなにをどこまで決めるのか。意見を言うだけか。スケジュールの問題がある。原則を早く決定する必要がある」とし、進め方がきちんと決められていないことに不安を表しました。

構成員の古坂秀三・立命館大学客員教授も「この委員会はなにをするのか。文化庁とのやりとりは業者がするのではないか。どう天守閣を復元するかというスケジュールが出てこない。その辺の座長のお考えは。気にしてるのは、プロジェクトをどう進めていくのかということ。下手すると失敗する可能性がある。2022年にできるかと

いうこと。明日あさって京都で国際会議があり、プロジェクトの失敗例を集めます。非常に気になる。」としましたが、瀬口座長は「最後に議論する」というものの、はっきりとしたことは言いませんでした。

スケジュールありきが矛盾を起こす

そもそも、「木造天守閣にする」という保存活用計画に名古屋市が変更せずに、竹中工務店に基本設計を委託したのが間違っています。本来の流れは、保存活用計画の変更を名古屋市民の意見を聞いた上で文化庁の許可を得て、それから基本設計の発注をしたり、寄付金を集めるべきでした。このままでは竹中工務店が基本設計を完成させることができませんし、市民のパブリックコメント意見も活きてきません。

少なくとも、名古屋市が当初描いていた以下スケジュールは見直すべきです。

- ・2017/11 保存活用計画案が全体整備検討会議で承認
- ・2017/12 市議会で保存活用計画案を審議
- ・2018/1-2 保存活用計画パブリックコメント
- ・2018/2末 「木造復元に向けた調査業務委託」発表

竹中工務店 「基本設計」完成予定

- ・2018/3 保存活用計画策定・公表

505億円かけてエレベーターのない木造天守閣(耐震・防火のため『寸分違わぬ名古屋城』ではない)を障がい者・高齢者を排除する形で作るのがいいのか。約29億円かけて現天守閣の耐震改修・展示物のリニューアル・長寿命化・展望室までのエレベーター設置をするのがよいのか。焦っているのは名古屋市・市長だけです。

2018/2末に発表される「木造復元に向けた調査業務委託」で収支予測・来場者見込みを見た上で、保存活用計画案のパブリックコメントを行って市民の意見を十分聞いてから判断しても遅くはないのでしょうか。

第3号様式(第4条関係)

第4号様式(第4条関係)

行政文書一部公開決定通知書	
29 観名整第 82 号 平成 29 年 11 月 20 日	名古屋市民オンブズマン 代表 滝田 誠一 様
行政文書の名称 行政文書の一部を公開しない理由	行政文書の公開方法
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時 場 所
備 考	

平成29年11月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称 行政文書の一部を公開しない理由	行政文書の公開方法
特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会 北垣座長からの文書（別添のグラ刷りを除く）	1 閲覧 ② 写しの交付 ③ 視聴
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時 場 所

行政文書の一部を公開しない理由	公にすることにより、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にかかる事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号）
備 考	<決定を行った所管課・公所> TEL 052-231-2481

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過することと取消訴訟を提起することができます。
行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。
TEL:052-972-3152（直通） FAX:052-972-4127

行政文書非公開決定通知書	
29 観名整第 81 号 平成 29 年 11 月 20 日	名古屋市民オンブズマン 代表 滝田 誠一 様
実施機関	名古屋市長 河村 たかし
平成29年11月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。	
行政文書の名称	平成29年10月13日開催「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第24回）」での瀬戸口座長発言に対し、石垣部会から瀬戸口氏に送られた書簡
公開しない理由	請求のあつた行政文書を取得しておらず不存在のため。
備 考	<決定を行った所管課・公所> TEL 052-231-2481 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過することと取消訴訟を提起することができます。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
 ※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。
 TEL:052-972-3152（直通） FAX:052-972-4127
 (問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3152（直通） FAX:052-972-4127)

名古屋城総合事務所
所長 西野輝一様



This image shows a single page with 25 horizontal black bars of varying lengths, used to redact sensitive information. The bars are positioned at regular intervals down the page.

2017年10月16日

北垣聰一郎（石垣部会を代表して）

規則・監査意見・市長指示を守らず、説明責任を果たさない一宮市

一宮市社協への不明朗な補助金

私は転勤族でした。平成24年度町会長になり、市の行政に関心を持ちました。最初に疑問に思ったことは、多額に補助金を市が払っている一宮市社会福祉協議会（以下社協という）が、市委託の敬老会事業に、何故多額の補助金を出すかということでした。市の担当者はお金の不足分を出して貰っているとの説明でした。しかも、精算書に領収書が添付されていませんでした。

残金は返還させるとの説明ですが、市は市の金を先に使い、社協は社協の金を先に使い両者とも返金の必要がないということで、返金は行われていませんでした。そこで、平成28年2月一宮市に対して住民監査請求を行いましたが、支出から1年以上経過しているということで却下されました。しかし領収書の添付等一部改善は図られ、形の上では、ほとんど残金がなくなり、残金がある場合、社協に対して返還が行われるようになりました。

一宮市へ10回住民監査請求

今までに、一宮市に対して住民監査請求を平成25年以降10件行いました。結果は却下が5件、棄却が5件でした。棄却の中には偽造領収書で市が支払いを認めたものもあり、再調査の意見について、先方が認め2件返還がありました。

敬老会の調査時に社協に対する補助金支払の中に、平成25年度から突然生活資金貸付事業費「（ ）内は、内補正金額25年度2,033千円（1,194）26年度3,430千円（1,770）27年度2,858千円（1,645）」があることが目に留まり。内容を何度も何度も聞いたところ、償還金徴収不能引当金（以下不能引当金という）であること、その内容が、社協の生活資金貸付に対する昭和53年度以降貸付分の未償還金に対する補填分であるとの回答を得ました。

一宮市生活資金貸付制度要綱（以下要綱という）では「社協は、借受人に対して債権者の地位にあることを確認する。」と定められておりますが「徴収不能となった場合の取り決めはされておりません。」でした。

そこで社協補助金交付要綱（内規）（以下補助金要綱という）を改定し、不明瞭な内容で、過去の回収不能分に対して、補助金で、不能引当金項目で支払うことは補助金要綱違反として住民監査請求を行いましたが、委託事業を社協に委託したのは市であるだけの理由で、要綱・生活資金制度事務取扱要領（以下事務要領という）を守ることなく忖度と闇の中で却下されました。

監査は却下・棄却も厳しい意見

監査の結果、昭和53年度～平成12年度迄貸付金の中に回収不能分が11,267千円有、市は平成25年度から平成31年度までの7年間に分割し、しかも補正予算で、今後損失確定すると思われる金額が7,755千

円については損失確定の都度平成25年度から31年度まで当初予算で、記録・資料もなにもないのに組織対組織で決めたとして議会での説明もなく、補助金で支払っていたこと。説明責任を果たしていないこと等、問題が明らかになり、5項目の再調査・説明責任等も含む厳しい意見がつき、中日新聞社は、重大問題と判断し、市民に知らせる使命があるとし、別紙夕刊一面のトップに記事を掲載致しました。

平成29年度以降損失補填に対する、補助金の支払が中止されておりますが、このことは新聞記事の成果だと思われます。しかし貸付金の返済を行わなければ意味がありません。

しかも一宮市代表監査委員が特別に担当者にきっちりとした対処をして頂くために意見の進捗状況をチェックすると伝えたのですが、1年以上経過した現在もほとんど意見に対する改善は行われておりません。下記に現状等を報告いたします。

5つの意見の詳細

棄却されました下記5項目の内容の意見が記載されました。

(1)貸付原資过大 (2)金額不確定（徴収不能とした判断を市でも確認すべき）(3)補助金要綱及び内規不明瞭で社協補填額不確定 (4)社協決算書が不正確 (5)予算に係る説明責任が果たされていない

（1）貸付原資过大
今後本事業を行うために必要な原資を除き社協に貸付金を返済させることが望ましいとの意見に対し、平成28年度8百万円返済されておりますが、平

成28年度末残金が13百万円あります。平成26年度以降貸付実績は0件であり、社協貸付金残額は910,754円のみであり、貸付原資過大が解消されたとは言えません。県ルートで生活福祉資金貸付事業補助費が出ており、県に任せ市はやめるべきと思います。

(2) 不能欠損処理金額不確認

①事務要領6条「償還金の支払免除の決定については、調査委員会で審議のうえ、市長の承認を得なければならない」が守られていない。

②社協が徴収不能とした判断の妥当性を市は行っていない。

(3) 要綱及び内規の整備

明確な補助金額の算定が出来るよう、要綱及び内規を整備されたいが、整備することなく、25～27年度支払い分の精算が行われた。その際、264,521円間違が見つかり、社協から市に返還されました。いまだに社協が補填する自主財源額が確定しておりません。

社協と市の金額相違は会計規則違反

上記精算を行う際、社協添付明細の回収不能欠損額8,667,672円が、市作成の精算金計算書には8,471,041円と記載されており、会計規則に違反しています。この件に関し市民ポストで平成29年9月14日市長に質問するも11月24日現在未回答です。

(4) 社協決算書毎年間違

社協貸付事業の調査だけでも、平成14年度～平成28年度まで、決算書は全て間違いがあり、使い込み、裏金捻出が出来る体制です。

社協幹部は全て一宮市関係

社協会長・事務局長は市OB、27年度以降、総務課長も市の現役の課長が出向中です。

(5) 説明責任果たさず

「損失確定分が、11,267千円あるのに、25～31年までの7年間の分割払いにし、しかも補正予算で支払うこと」に対する市民ポストでの質問に対し、資料・会議の記録がないから明確にお答えできませんと回答（内部資料では詳細不明と説明）。下記2点から考えると、ひどい回答だと思います。

①副市長は福祉健康委員会で、金額が小さく、新規でないため、お尋ねがあればお答えするということで、資料を手元に持ってお答えする体制を整えていたと釈明。

②市長は平成28年4月1日定例幹部会議で「市役所は市民の問い合わせに、そして、判断・実施したことについて、明確に説明する責任があります。」と指示しています。

「一般の人は全て、市職員の多くの人も、明確に説明が済んだと答える人はなく、市議会での説明を免れるため以外の理由を答えた人は見えません。」

この件については29年度12月議会において服部議員が再度質問される予定です。

副市長が調査と約束も調査報告無し

副市長は平成28年12月5日一宮市議会本会議において服部修寛議員の質問に対して市としても重く受け止めている。出来る限りの調査をすると答

弁。しかし12月12日福祉健康委員会で責任は問わないと表明。調査報告も行われていない。

平成24年度問題が表面化して以後も要領記載の決め事が厳守されていないこと等、多くの問題があり、内容は、幹部会議での指示されていることが多く、基本的な問題であり調査すべきです。できなければ外部に調査を委託すべきと思います。

監査委員3期目

一宮市は386千人都市ですが中核市ではありません。従って監査委員の任期は決められておりませんが、平成29年9月26日市議会で同意され3期目で9年目に入っています。

同じ監査委員が12年間続けることは長すぎると思います。

問題点

①監査委員の意見がいつまでに守られるのか、守られない場合はどうなるのか。

②補助金の支払は「社協において不能欠損処理をする際、資金を必要としないことから当面取りやめ」とのことですが、市の貸付金を何時返済させるかが問題です。

③幹部会議の市長が下記基本的指示をしていますが守られていないものが多い。

28.3.14 会議や集会での「記録がきちんと取られている。」ことが肝心。(29.3.13にも同じ内容あり)

28.4.1 判断・実施したことについて、明確に説明する責任がある。

28.10.11 「誰が、いつ、どこで、何を決めたのか」といった記録をきちんと保持することが大切等。

上記説明の通り、問題は一宮社協にも広がりつつあり当分終わる気配はありません。

保存期間	5年	決算区分	部長
收受日		分類	002-003-002
起案日	平成29年10月 5日	文書番号	29-宮広報第447号
決裁日	平成29年10月 6日	広報課	
施行日	平成29年10月11日	起案者	専任課長 市民元文書の日付 （電話番号： 1024）
処理期限		専任課長 （電話番号： 1024）	
件名	市民ボストP391への回答および回答後の対応について（同じ）		
問い合わせ文	表題の件につきまして、別添案により回答してよろしいか、また回答後に予想される要求に対し、下記により対応をしてよろしいか、		
・市民ボストP391概要	社会福祉協議会の不納款損失処理について、何度も質問しているが、予算に係る説明責任および「損失確定額11,267千円を平成25年～31年の7年間の分割払いにした経緯」について説明済とあることで好むを打ち切られている。回答文のどこに記載があるのか、		
・回答照要	社会福祉協議会のP554の回答において今後は回答しないとしているが、今回は「どこに記載があるか、という内容であつたので、その部分についてのみ回答。P513・P535のいずれの回答にも記載があるので、該当部分を抜粋し示す。今後繰り返しの質問には対応しないことを再度通告。		
⑤回答後の対応について	現存していない理由を質問し追加調査および回答を要請された場合は、すでに福祉課で調査等を行つたうえで「詳細不明」の結論を回答しており、さらには「これ以上回答しない旨を通知していることから、同内容の質問等には対応しない」。 職員個人にアンケート調査を実施しようとする可能性がある（すでに一部職員に手交渉） りで、下記により対応する。 ⑥個人からのアンケート等の依頼は地方公務員法第30条の「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定する恐れがあるため受け取らない。 ⑦郵便でも用紙の受け取りあるいは回答を依頼された場合、一宮市庁舎管理規則により退去、アンケートの撤去・持ち帰り）を命令する。 ⑧退去命令に従わないと場合は管財課長権限で退去を命じ、それでも退去しない場合は警察に連絡する。		

日頃は市行政にご協力をいただき、ありがとうございます。
 さて、平成28年度市民ボストP513・P535の項目1「社会福祉協議会の不納款損失処理等について「予算に係る説明責任」および「損失確定額11,267千円を平成25年～31年の7年間の分割払いにした経緯」につきまして、どこに説明が記載されているか、とのご質問にお答えいたします。
 P513では「協議会に於ては、市(福祉課)と社会福祉協議会の組織としての意思決定に基づくものと考えております。本来、決算等により残すべき累計ですが、当初予算の査定において部長及び財政担当に口頭説明され、文書としては残っていません。」
 P535につきましても「P513でご回答したとおり決算等の文書がありませんので、明確にお答えすることはできません。」
 との内容で説明させていただいています。
 なお、今回は記載箇所についてのご質問でしたので、回答させていただけましたが、今後も同内容のご質問への対応につきましては、平成28年度市民ボストP535の回答でお伝えしたとおりとなりますので、ご承知おきください。

くお問い合わせ先>

企画部広報課
担当：専任課長 平林 敏悟
電話 28-8951（直通）

市民ボスト等	平成29年9月25日
受付日	
受付番号	P-391

参考

28一富福祉社発第1591号
平成28年12月2日

様

課)

4 回収不能金額591千円と補助金が830千円の違いについて(福祉
度分の生活資金貸付金の償還不能分と償還途中分の貸付を合わ
せた未償還分を市補助金と予算計上し、市は社会福祉協議会の
予算どおり補助金の支給決定を行つためです。
なお、平成25年度変更申請において昭和53～57年度分の償
還不能分から平成13年度の償還途中分を差引いた額を支給決
定しております。

一宮市長 中野正康
(公印) 省略

日ごろは市行政にご協力をいただき、また、市民ボストでのご意
思、ありがとうございます。
ご質問の件につきましては、下記のとおりです。

記

1 不能欠損処理等について(福祉課)
(回答)協議には、市(福祉課)と社会福祉協議会の組織として
の意思決定に基づくものと考えております。本来、決裁等に
よげ残すべき案件ですが、当初予算の査定において部長及び財
政担当に口頭説明され、文書としては残っていません。

2 生活資金貸付額と償還額等の資料について(福祉課)
(回答)作成時期、掲載する内容(貸付の総額、償還不能分のみの額)
による違いと考えており、両資料とも正しいものと考えております。

3 市議員及びOBの派遣に係る当市の責任について(人事課)
(回答)当市では、社会福祉協議会からの要請により、当該職務の
遂行にあたり、十分な知識と能力を備えた職員を派遣することと
もに、再雇用職場の一つとして、社会福祉協議会へ定年退職者
を推薦しております。

(回答)平成25年度当初申請において社会福祉協議会が平成13年

度分の生活資金貸付金の償還不能分と償還途中分の貸付を合わ
せた未償還分を市補助金と予算計上し、市は社会福祉協議会の
予算どおり補助金の支給決定を行つためです。
なお、平成25年度変更申請において昭和53～57年度分の償
還不能分から平成13年度の償還途中分を差引いた額を支給決
定しております。

<お問い合わせ先>

福祉部福祉課

担当 魚住 亮宏

電話 0586-28-9015(直通)

企画部人事課

担当 伊藤 正樹

電話 0586-28-8953(直通)

市民ポスト等 平成28年11月21日
受付日 受付番号 P-513

幹部会議の報告（概要）

一宮市

市長からの伝達・指示

平成28年 >3月14日（月曜日）

ページID 1013646

会議等での「記録の取り方」について話をしました。組織間で情報共有を図ることは大切ですが、その前提として会議や集会での「記録がきちんと取れている」ことが肝心になります。

内容がコンパクトにまとまっていることも必要ですが、実施後にどのように対応するのかを強く意識して、課題の整理や必要な指示等が明確に記載されていることが大切です。こうしたことが組織力を左右しますので、きちんと実践できるよう指示しました。

市長からの伝達・指示

平成28年 >4月1日（金曜日）

ページID 1013742

市役所は市民の皆様のお問い合わせに、そして、判断・実施したことについて、明確に説明する責任があります。それを果たすためには、必要な情報が正確に記録され、迅速に報告される仕組みやシステムをつくることが大切です。今回は、「会議他の記録」や「資料」の作成等について指示をしました。

市長からの伝達・指示

平成28年 > 10月11日（火曜日）

ページID 1016299

- ガバナンスの対応として、「誰が、いつ、どこで、何を決めたのか」といった記録をきちんと保持することは大切で、その徹底を指示しました。
- 事件のあった医療機関が「防犯カメラ」を設置していなかった旨の報道がありました。時代とともに社会の考え方も變りますので的確に対応できるよう事例紹介しました。
- 公共施設等総合管理計画は、組織横断的な「施設マネジメント」の実施が大切です。ハード面とソフト面で的確に状況把握・管理ができる体制を整備するよう指示しました。

市長からの伝達・指示

平成29年 >1月23日（月曜日）

ページID 1017947

・私たち大人が子どもにゆとりをもって接することができたら、一宮市はもっといい街になると思います。市民から頂いたメールの事案を題材にして「挨拶」や「声掛け」といったことを含めて職員が率先して実践するように指示しました。

・先々週、市町村長等が参加するセミナーに参加し、よい刺激を受けました。こうした外部研修は、仕事への意欲を高める効果も期待できますので、積極的に参加するよう指示しました。

幹部会議の報告（概要）

市長からの伝達・指示

平成29年 >3月13日（月曜日）

ページID 1018598

昨今の自治体をめぐる報道をみると、組織として会議や面談の記録が適正に作成、保持できていることが、いかに大切であるかを痛感します。会議で模範事例を紹介しながら、その徹底を指示しました。

不良債權處理 30年放置

生活資金貸付 一宮市社協、1130万円

愛知県 宮市の低所得者向け生活資金貸付事業で、事業委託されている同市社会福祉協議会（市社協）が、時効で回収の見込みのない過去の貸付金の会計処理を二〇一二年度まで三十年近く、放置していたことが分かった。二二年度で時効となつた貸付金は総額約

明なく補助金で穴埋めしていた

(樺山佐)

市は取材に、一連の対応
が不適切だったことを認
め、来年度から補助金を廃

事業は一九七八年に創設。災害や病気などで急な出費があった低所得者が二

年間無利子で最大二十万円
借りられる。十年経過する
と時効が成立する。

市によると、これまで五
回「十八世帯が利用し、四
百一世帯が返済。時効を迎
えた場合や、借り主と連絡
が取れなくなるなどして不
良債権化した場合は回収を

穴埋め補助金廃止へ

社協問題で一宮市 貸付事業は継続

所在なんなんといつ事
案ではない」と述べ、
問い合わせの意向を表明。
五日の市議会定例会で
は「できる限りの調査を
した」と答弁してい
たが、補助金での穴埋
めについて「(放置の
額が膨れ上がる前に対
処しよつとした是正措
置だった」として理解
を求めた。議会に説明
せずに補助金の支出を
始めたことについても、「市社協への補助
金の総額のうち、わず
かな額」と弁明。「聞か
れたいものとお答え
していた」と述べた。
が最大二年間無利子で
二十二万円まで借りられ
る。返済が滞り、一二
年度には時効で回収で
きなくなった貸付金が
千百二十万円に上った
が、市社協は必要な会
計処理をせず、損失が
ない」となってい
事業では、低所得者
た。(樋山佑)

タリ

発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
TEL 052-257-1111 電話 052(001)9911

2016年(平成28年)

12月3日(土)

一面トップ

政務活動費 名古屋市会は情報公開度政令市最下位

全国市民オンブズマン連絡会議は17/9/2-3に和歌山で第24回全国市民オンブズマン和歌山大会を開催し、政務活動費の開示度ランキングをはじめて発表しました。<https://www.ombudsman.jp/seimu/seimu2017.pdf>

**名古屋市会 100
点中12点で最下位**

領収書ネット公開、会計帳簿、活動報告書などの公開状況を点数化し100点満点で採点したところ、名古屋市会は合計12点で20政令市中最下位でした。

**愛知県議会は34点
で27位**

愛知県議会は領収書のCD公開、活動報告書・視察報告書の一部ネット公開で34点と、47都道府県中27位となりました。

**市民にチェック
しやすい制度を**

領収書だけでなく、政務活動費を使って何を行ったのか、市民がチェックしやすい制度を求める。

名古屋市市民税5%減税 「減税しない方が市内総生産等が伸びる」報告書

17/11/15名古屋市財政福祉委員会で、名古屋市は「市民税5%減税の検証について」を報告しました。<http://www.city.nagoya.jp/zaisei/page/0000099733.html>

「投資的経費は国の特定財源を活用できる」

マクロ計量モデルによる経済的影响のシミュレーション分析によれば、「市民税5%減税しない方が、市内総生産や民間最終消費支出、企業所得が伸びる」というものです。

理由としては、「実際の財政運営にあたっては、減税による減収分を投資的経費に充当する場合、税収のみではなく、国庫支出金などの特定財源も活用することが一般的であることから、今回はその点も考慮に入れて、一定の仮定を置いた前提のもとで特定

財源を活用する場合のシミュレーションを行った」ためです。上記は、例えば地下鉄にホームドアを設置する場合、国から35%の補助が出ます。<http://www.mlit.go.jp/common/001156621.pdf>

その他、耐震対策などほとんどの事業で、名古屋市が事業を行えば国から補助金が出ます。

減税しなければその分投資的経費に回せ、国からも補助金が出て、市内総生産等が伸びるという意味です。

減税でどの予算が通らなかったか

名古屋市は平成23年度予算編成から「予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例」に基づき、各課から予算要求があった事業に対する財政局査定、市長査定を公開しています。

[http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/68-6-2-0-0-0-0-0-0-0](http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/68-6-2-0-0-0-0-0-0)

-0.html
どの事業が予算要求しても財政局・市長によって通らなかつたかがわかります。

**H22-29年度減税額
880億円**

名古屋市は、平成22年度～29年度で個人市民税・法人市民税を合計880億円も減税しています。

名古屋市が今後も5%減税を続けるとしたら、市民にきちんとした説明をすべきです。また、過去880億円の減税の効果を説明せずに減税し続けるのは怠慢です。名古屋市は市民・法人からアンケートを回収しています。悲鳴にも似た意見がたくさん掲載されています。市民の間で減税を巡る議論がきちんとなされることを望みます。

半田元県議政務活動費住民訴訟

委託先個人の氏名が判明

半田氏「氏名を公開したらオンラインブロガに書かれるおそれあり」?

17/9/20に名古屋地裁で元愛知県議の半田晃士氏に支給された政務活動費の返還を求める住民訴訟の弁論が行われました。

原告の名古屋市民オンブズマンは、「半田氏が『自ら項目・金額・委託内容を記載し、委託先とされる人が記名・捺印を行った』と説明しているのは極めて不自然」とし、黒塗りされている委託者の氏名・捺印の開示を求め続けてきました。

補助参加人である半田氏は、名古屋市民オンブズマンの活動を報告しているブログを書証として裁判所に提出し、「もし、政務調査委託先を原告に無条件で開示した場合、当然このサイトに掲載され、原告らを応援する人々がこれを閲覧して情報が拡散し、SNSなどネットを使った誹謗・中傷の発生などが、特に高いリスクとして懸念される。」と主張しました。

その上で、半田氏は裁判所に対してのみ委託先を開示してはどう

か、と考えていると主張しました。

裁判所は、「裁判所として、裁判外のホームページなどで公開しないよう原告に命じるという制度はない。裁判はだれでも傍聴可能で、書類もだれでも閲覧可能である」と半田氏に説明しました。

談しては」と述べました。

県の代理人は「裁判所から正式に証明の指示があれば、検討したい」と述べ、裁判所は「委託先の氏名が具体的に何なのか明らかにされたい」と県に検討するよう正式に述べました。

委託先個人の氏名が判明

名古屋市民オンブズマンの新海聰弁護士は「委託先が公開された場合、証人尋問も考えている。その場合、傍聴人から氏名が漏れる可能性がある。証人採用されなければ明らかにならないが、証人採用された場合、原告側では防ぎようがない。補助参加人が委託先開示が嫌なら一切開示しなければよい。ただ、公開の法廷でのやり取りについては、原告に対し代理人としては節度についての指導はしたい」と述べました。

裁判所が県に委託先氏名の証明要求

裁判所は「公開の法廷に書類を提出するという開示リスクについては、補助参加人自身が判断すべき。被告代理人(県)ではなく、補助参加人が選んだ弁護士と相

17/11/13に名古屋地裁で半田晃士元愛知県議の政務活動費の返還を求める住民訴訟の弁論がありました。

被告愛知県は、裁判所の求めに応じるかたち、半田元県議が調査を委託した10人の個人の氏名を公開しました。補助参加人の半田氏も委託先を認めました。

次に、裁判所からは、「パース市英語資料翻訳作業」6ページで17万円について、「元になった観光パンフレットは参加人の手元にあるのか」と尋ねましたが、「参加人の手元にはない」とのこと。

「翻訳した人の手元にあるのか」と尋ねましたが、「誰でも手に入る資料なので、多分保管はしていないだろう」と言いました。

原告としては、これが不当に高額だとする立証に入る予定です。

オンブズマン＆タイアップ望年会に参加を

日 時： 2017年12月26日(火) オンブズマン＋タイアップ望年会 午後6時30分～

場 所： かっぱ園菜館(名古屋市東区泉1丁目9番28号) TEL 052-951-3454

地下鉄久屋大通駅・高岳駅徒歩5分

会 費： 5000円

申込み： FAX(052-953-8050)か電話(052-953-8052)で12/25(月)までに。

懇親会はどなたでも参加できます。お気軽にお申し込み下さい

日程： 名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2017年12月以降

月	日	曜日	時間	行 事・裁 判・催 し	場 所
12	26	火	18:30-	タイアップ＋オンブズマン望年会	かっぱ園
1	17	火	10:30-	半田元県議政務活動費住民訴訟第12回弁論	名古屋地裁1102号法廷

* 第1,第3火曜日午後6時半～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。
☆カンパ大募集中！ 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」